

(1)自然災害から暮らしを守る取組み

② 主要道路沿いにおける倒木対策事業

【目的】

ナラ・カシ類などの広葉樹林の高齢化に伴い病虫害による枯死（ナラ枯れ）や、放置竹林が増加しており、枯損木等による国道府道等への倒木・倒伏被害を未然に防止する。

【事業概要】

- ・事業対象区域：山地災害危険地区「山腹崩壊危険地区」（府県間等を結ぶ主要国道・府道20路線沿いの山崩れの危険がある森林）
- ・事業箇所数：ナラ枯れ対策^(注) 約50箇所
放置竹林対策 約40箇所
- ・事業内容：
 - 1) ナラ枯れ対策
ナラ枯れ等の病虫害被害が予想される高齢木の予防伐採、被害木の処理、落石対策、作業用歩道の整備等
 - 2) 放置竹林対策
竹伐採、草刈、竹拡大防止柵の設置、広葉樹の苗木植栽、作業用歩道の整備等
- ・事業の工程：初年度～
現地調査、地権者調査（コンサルタント委託）
森林所有者、市町村、地元自治会、道路管理者等との調整
森林所有者と協定書を締結し事業実施
※協定書により、10年間の森林の維持



被害を受け根元に木くずが散乱した木



かんなが朽虫

(注) ナラ枯れとは、大量のカシノナガキクイムシがナラ・カシ類の幹に穴をあけて入り込み、体に付着した病原菌（ナラ菌）を多量に樹木内に持ち込むことにより、水の通り道が塞がれ、枯れていく病気。枯れる時期は7月から9月が多い。府内においても初めて平成21年度に高槻市、茨木市、島本町で被害が発生し、以後被害は増加しながら南下している。

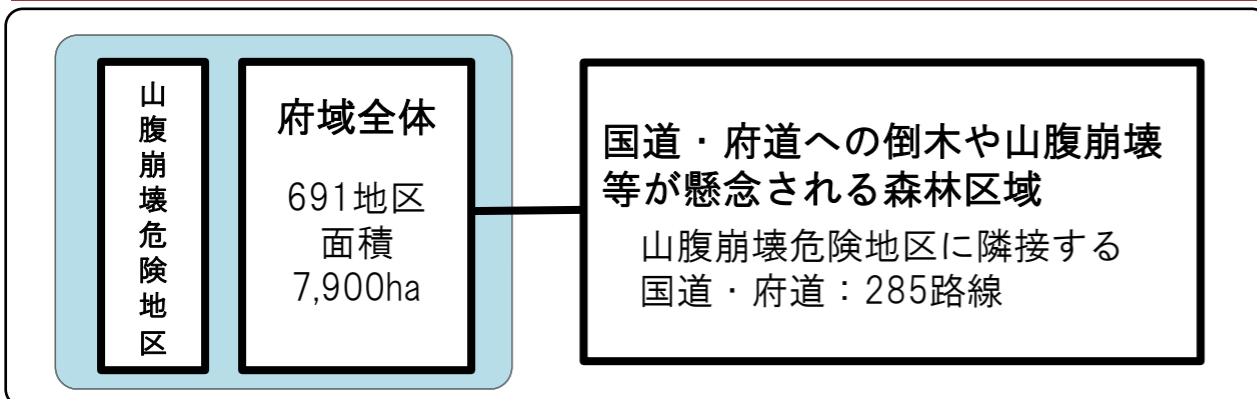
【事業計画】

(単位：千円)

	全体計画		H28		H29		H30		H31～	
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費
(新規着手件数)	90	1,016,000	17	255,000	36	291,000	41	276,000	62	194,000
			(17)		(28)		(25)		(20)	

※H31までに着手

事業対象区域の選定方法



事業実施

森林病虫害の拡大
放置竹林の拡大



実施箇所

- 事業対象区域
- 府県間を連絡する交通量の多い国道・府道に限定
対象：20路線

自然災害から府民の暮らしを守る 主要道路沿いにおける倒木対策

ナラ枯れの状況



(交野市)



被害を受け木くずが根元に散乱した木

放置竹林の状況

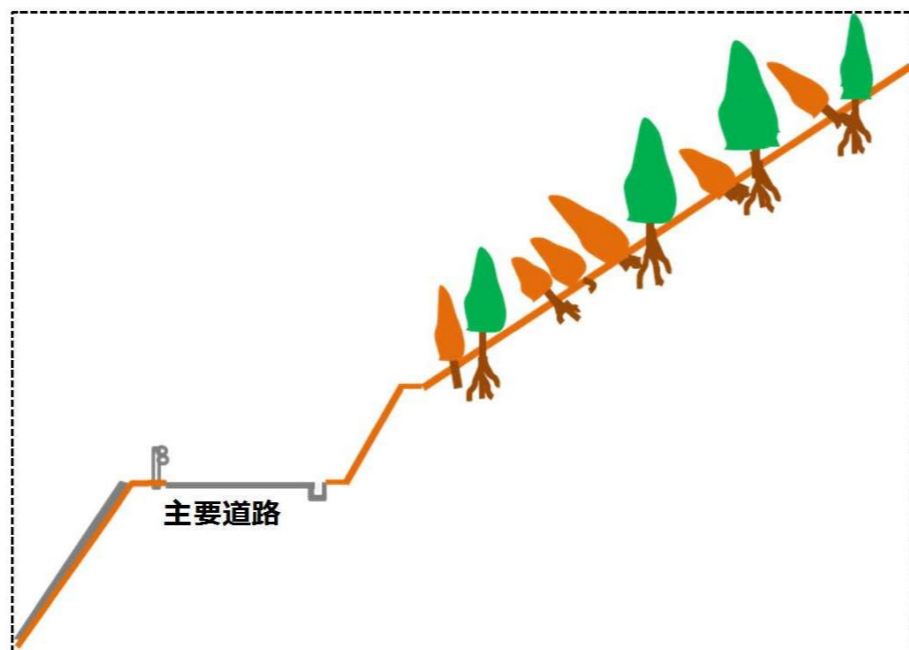


(茨木市)

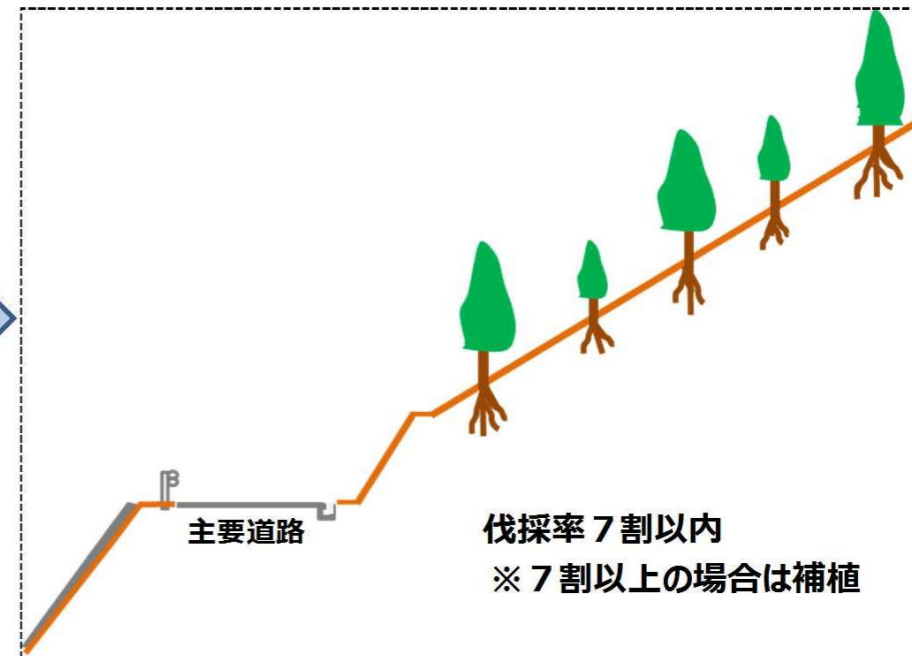


放置竹林の拡大により侵入を受ける森林

整備前



整備後



伐採率 7割以内
※ 7割以上の場合は補植

整備内容

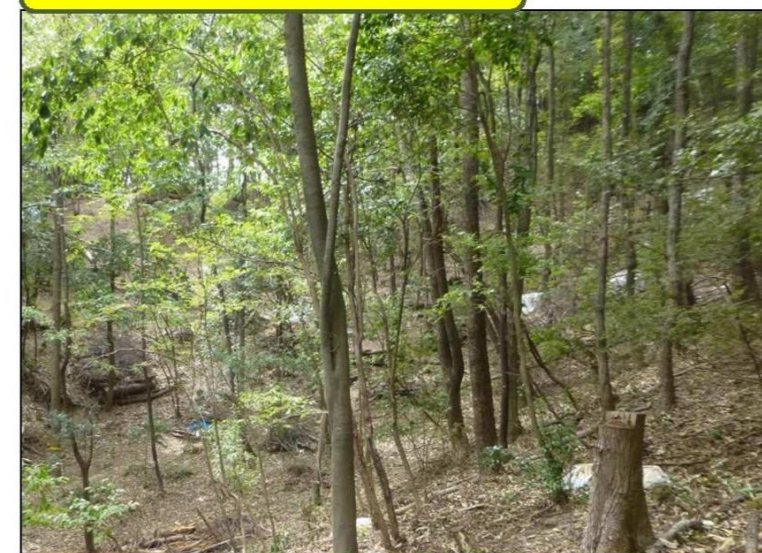
【ナラ枯れ】

- ・被害を受けやすい高齢木の予防伐採
- ・被害を受け倒木のおそれのある枯死木の処理
- ・広葉樹の大苗木植栽等

【放置竹林】

- ・竹の拡大防止のため森林に侵入した竹の伐採
- ・広葉樹の大苗木植栽等
- ※ 竹の侵入による樹木枯死の未然防止

整備後の将来イメージ



(案)

様式 2

大阪府 荒廃森林 倒木対策事業に関する協定書

大阪府〇〇農と緑の総合事務所長（以下「甲」という。）及び森林所有者〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、荒廃森林倒木対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第 1 この協定は、本事業の実施と事業実施後の適正な管理について、相互に協力し、円滑に推進することを目的とする。

（協定の対象となる森林）

第 2 甲は、乙が所有する次の森林（以下「協定森林」という。）について本事業を実施する。
協定森林：別記のとおり

（協定の期間）

第 3 この協定の期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年 3 月 31 日まで（協定締結日から 10 年後の年度末）とする。

（大阪府の役割）

第 4 甲は、予算の範囲内において、ナラ枯れ等の森林病害虫対策や放置された竹林等の倒木対策を実施することとする。

（森林所有者の役割）

第 5 乙は、甲が実施する本事業に対し協力するとともに、施行に支障を及ぼす行為を行わないこととする。

（大阪府の義務）

第 6 甲は、事業を実施する場合、乙にその内容を示し、承諾を得なければならない。

（森林所有者の義務）

第 7 乙は、甲が実施した事業実施区域について、協定の期間中に次の行為を行ってはならない。

- ア 森林以外への転用
- イ 皆伐及び樹木の伐採等により表土や伐採木を流出させる恐れのある行為

（協定の廃止又は変更の方法）

- 第 8 甲は、この協定を変更しようとする場合、乙と協議するものとする。
- 2 乙は、この協定を廃止又は変更しようとする場合、あらかじめ甲に申し出なければならない。
- 3 前項の申し出があった場合、甲と乙は協議するものとする。

(案)

4 乙は、甲との協議により、乙の責めにおいてこの協定を廃止又は変更しようとするときは、事業効果が低下しないよう、代替措置等を行わなくてはならない。

(協定の承継)

第9 協定の期間中、事業実施区域の土地に相続があったときは、当該土地を相続した者が、本協定を承継するものとする。

2 乙は、協定の期間中、事業実施区域の土地を第三者に譲渡するときは、当該第三者に本協定を承継するものとする。

3 乙は、協定の期間中、事業実施区域の土地に賃借権、地上権等の使用収益に係る権利を設定するときは、本協定を妨げない範囲の権利設定としなければならない。

(疑義の決定)

第10 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙、協議により定める。

上記協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 大阪府〇〇農と緑の総合事務所長 〇〇 〇〇

乙 住 所
氏 名